

御注意

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

新旧の事業所でやり取りが可能な場合にご提出ください。
やり取りができない場合は、旧事業所は退職の届出書を、新事業所は切替届出書をご提出ください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

転勤などにより別会社で特別徴収を継続するとき ※9月分から新規勤め先で特別徴収の場合	所在地	〒306-0000 茨城県古河市〇〇番地△△		前勤務先	特別徴収義務者指定番号	88888	
	フリガナ	カブシキガイシャ コウノショウジ			整理番号		
	氏名又は名称	株式会社 甲野商事 代表取締役 甲野 一郎			所属	経理部	
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 7 7			フリガナ	コガ タロウ	
	フリガナ	オツノ タロウ		担連当絡者先	フリガナ	コガ タロウ	
	氏名	乙野 太郎		氏名	古河 太郎		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
	生年月日	昭和 45年 7月 1日		電話	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇		
	個人番号(マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 5 5 5		特別徴収義務者指定番号	1		
	受給者番号	123456		未徴収税額(ア)-(イ)	7 年 8 月 31 日		
	1月1日現在の住所	古河市長谷町38-18		特別徴収税額(年税額)	140,000 円		
	特別徴収税額(年税額)	35,600 円		徴収済額(イ)	104,400 円		
	未徴収税額(ア)-(イ)	104,400 円		8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。	1		

異動者の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先に個人番号の提供を受けて記入してください。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号		新しい勤務先へは、月割額 <u>11,600</u> 円を
所在地	〒306-0000 茨城県〇〇市△1丁目1番1号	担当者連絡先		<u>9</u> 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ		所属		受給者番号
氏名又は名称		氏名		納入書の要否(新規の場合のみ選択)
		電話		右から番号を記入
		内線		1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	
	2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月	日
		円	納入します。

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※古河市記入欄	<input type="checkbox"/> 特ヌキ	入力	照合
	2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	指定番号 / 月割額			
	3. 死亡による退職であるため	月 日 電話連絡済			

【提出先】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係

用紙はコピーして使用可能です

※印の欄は、届出者において記入する必要があります。